

2026年5月26日

各位

上場会社名 株式会社ニチリョク  
代表者 代表取締役社長 渡邊 将志  
(コード番号 7578)  
問合せ先責任者 取締役経営統括本部長 服部 聡昌  
(TEL 03-6281-8470)

**持株会社体制への移行に伴う子会社への事業譲渡、監査等委員会設置会社への移行、  
商号の変更及び定款の一部変更（商号、事業目的及び機関の変更等）並びに子会社の商号変更に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会におきまして、2026年8月1日（予定）を事業譲渡日として、当社の連結子会社であるニチリョクライフケア株式会社へ当社のグループ経営管理事業等を除く一切の事業を譲渡すること（以下「本事業譲渡」といいます。）により純粋持株会社体制へ移行し、併せて同日付で監査等委員会設置会社に移行すること及び商号を変更すること並びに2026年6月29日開催予定の第60期定時株主総会に、定款の一部変更（以下「本定款変更」といいます。）について付議することを決議いたしました。また、当社子会社でも、本日、商号を変更すること及び2026年6月30日開催予定の臨時株主総会に、定款の一部変更について付議することを取り決めましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本定款変更により、当社は2026年8月1日付（予定）で商号を「株式会社レガシアホールディングス」へ変更するとともに、その事業の目的を持株会社体制移行後の事業に合わせて変更し、かつ、監査等委員会設置会社への移行に必要な期間の変更等を行う予定です。なお、本事業譲渡及び本定款変更につきましては、2026年6月29日開催予定の第60期定時株主総会で関連する議案の承認が得られることを条件に実施いたします。

記

**I. 事業譲渡による持株会社体制への移行**

**1. 事業譲渡の理由及び純粋持株会社体制への移行の目的**

当社は、今後のグループ事業拡大及び経営効率の向上を見据え、グループ全体の戦略立案及び経営管理機能と、各事業の業務執行機能を明確に分離することが重要であると判断いたしました。

本事業譲渡により、当社は純粋持株会社としてグループ戦略の策定及び経営管理に専念し、ニチリョクライフケア株式会社、ニチリョク納骨堂株式会社及び株式会社クリーンソリューションズを含むグループ各社の機能分担を明確化した事業運営体制を構築いたします。

また、当社は本体制を通じて、既存事業の強化に加え、M&Aを含む成長投資を機動的かつ柔軟に推進し、新たな事業領域への展開を図ってまいります。これにより、グループ経営の効率化及びガバナンスの強化を実現し、当社グループ全体の企業価値向上を目指してまいります。

**2. 事業譲渡の内容**

**(1) 譲渡部門の内容**

当社がその完全子会社であるニチリョクライフケア株式会社に対し、当社のグループ経営管理事業等を除く一切の事業を譲渡することにより、当社は持株会社としてグループ経営管理事業を行う体制へ移行することを予定しております。当社は事業承継会社との間で事業譲渡契約を締結するものであります。

**(2) 譲渡部門の直前事業年度における売上高及び経常利益**

直前事業年度の売上高 1,709百万円（2026年3月期）

※譲渡部門の経常利益につきましては、当該事業単位での収益を算定していないため記載しておりません。

**(3) 譲渡部門の資産・負債の項目及び金額**

対象項目	金額
流動資産	406百万円
固定資産	3,631百万円
流動負債	519百万円
固定負債	215百万円

（注）上記金額は、2026年3月31日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に譲渡さ

れる金額は、上記金額に事業譲渡日までの増減を調整した金額となります。

(4) 譲渡価額及び決済方法

譲渡価額は無償といたします。

3. 相手先の概要

(1) 名称	ニチリョクライフケア株式会社	
(2) 所在地	東京都中央区一丁目7番20号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 渡邊 将志	
(4) 事業内容	終活事業全般	
(5) 資本金	10百万円	
(6) 設立年月日	2025年11月4日	
(7) 大株主及び持分比率	当社100%	
(8) 決算期	3月31日	
(9) 直前事業年度の純資産	10百万円 (2026年3月末)	
(10) 直前事業年度の総資産	10百万円 (2026年3月末)	
(11) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	当社の完全子会社です。
	人的関係	当社の代表取締役1名が代表取締役を兼務しております。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	当社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。

(注) 相手先は、2026年8月1日付で「株式会社ニチリョク」に商号変更予定です。

4. 事業譲渡の日程

取締役会決議日：2026年5月26日

事業譲渡契約締結日：2026年5月26日

事業譲渡承認承認 定時株主総会：2026年6月29日（予定）

事業譲渡日及び純粋持株会社移行日：2026年8月1日（予定）

※本事業譲渡は、会社法第467条第1項第2号に規定する事業の重要な一部の譲渡に該当するため、当社株主総会における特別決議による承認を要します。

5. 会計処理の概要

本事業譲渡は、当社の100%連結子会社を譲渡先とする共通支配下の取引に該当するため、譲渡対象資産及び承継対象負債は帳簿価額にて承継されます。

6. 今後の見通し

本事業譲渡は100%連結子会社との取引であるため、当社連結業績に与える影響は軽微であります。

## II. 監査等委員会設置会社への移行

1. 監査等委員会設置会社への移行の理由

当社は、上記のとおり、今後のグループ事業拡大及び経営効率の向上を見据えて、持株会社体制への移行を検討してまいりました。

これらの推進力をより一層高めるために、監督機能と業務執行の責任を明確にしながら大胆な権限委譲を行うことを目的として、監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。

2. 移行の時期

2026年6月29日開催予定の第60期定時株主総会で本定款変更等に係る議案の承認が得られることを条件として、2026年8月1日（予定）に監査等委員会設置会社に移行する予定です。

## III. 商号及び定款の変更

1. 商号の変更について

(1) 変更の理由等

持株会社体制への移行に伴い、当社の商号を「株式会社ニチリョク」から「株式会社レガシアホールディングス」へ変更いたします。

「レガシア (Legacia)」という社名は、「Legacy (レガシー)」＝遺産・継承を語源としています。当社

は、お墓・葬祭にとどまらず、終活、相続、資産承継など、人生の大切な想いや財産を次世代へつないでいく事業領域へと進化していくことを目指しています。そのため、「継承」や「想いを未来へつなぐ」という意味を持つ「Legacy」をベースに、ブランド名として親しみやすく、読みやすい響きとなるよう「レガシア (Legacia)」と名付けました。また、「レガシア」という名称には、人生の歩みやご家族の想いを大切に守り、未来へつないでいく企業でありたいという想いを込めています。

なお、商号の変更につきましては、2026年6月29日開催予定の第60期定時株主総会で本定款変更に係る議案の承認が得られることを条件として、2026年8月1日（予定）に効力が発生するものとします。

(2) 新商号（英文表記）

株式会社レガシアホールディングス（英文：Legacia Holdings Co.,Ltd.）

(3) 新商号変更日

2026年8月1日（予定）

2. 本定款変更について

(1) 本定款変更の理由等

持株会社体制への移行に伴い、当社の商号を「株式会社レガシアホールディングス」に変更するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせるべく変更するものであります。

なお、本定款変更につきましては、2026年6月29日開催予定の第60期定時株主総会で本定款変更に係る議案の承認が得られることを条件として、2026年8月1日（予定）に効力が発生するものとします。

(2) 本定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 本定款変更の日程

定款変更承認 定時株主総会：2026年6月29日（予定）

定款変更の効力発生日：2026年8月1日（予定）

IV. 子会社の商号変更

(1) 変更の理由等

当社商号の変更に伴い、「ニチリョクライフケア株式会社」の商号を「株式会社ニチリョク」へ変更いたします。

この度の商号変更は、当社がライフエンディング業界において60年以上にわたって培ってきたブランド力や業界内での知名度、社会的信用を基盤として、「ニチリョクライフケア株式会社」が現代の「終活」に対する顧客のニーズに深く根差した事業展開を行うためです。

なお、商号の変更につきましては、2026年6月30日開催予定の臨時株主総会で定款変更（商号変更）に係る議案の承認が得られることを条件として、2026年8月1日（予定）に効力が発生するものとします。

(2) 新商号（英文表記）

株式会社ニチリョク（英文：Nichiryoku Co.,Ltd.）

(3) 新商号変更日

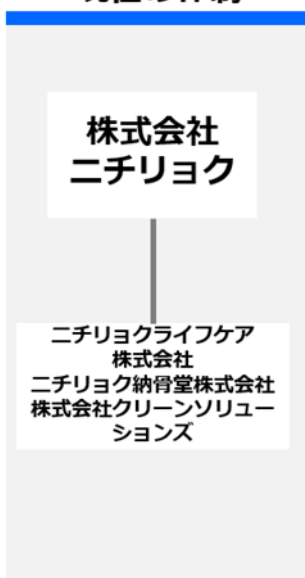
2026年8月1日（予定）

(4) 当該子会社の概要

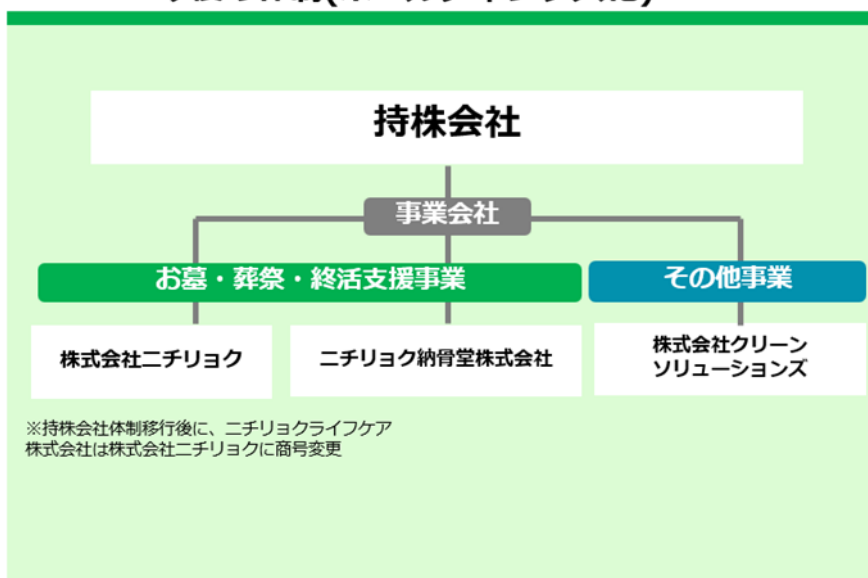
2ページ 3.「相手先の概要」をご参照ください。

(参考) 今後の体制図

### 現在の体制



### 今後の体制(ホールディングス化)



以上

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (商号) 当社は、<u>株式会社ニチリョク</u>と称し、英文では、<u>NICHIRYOKU CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>第2条 (目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 墓地および納骨堂の建設、販売<u>及び</u>運営管理 (2)～(5) (条文省略) (6) 石材の採掘<u>及び</u>販売 (7)～(22) (条文省略) (23) 産業廃棄物の収集<u>及び</u>運搬 (24) 古物商  (新設)</p> <p>(25) <u>上記各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (商号) 当社は、<u>株式会社レガシアホールディングス</u>と称し、英文では、<u>Legacia Holdings Co., Ltd.</u>と表示する。</p> <p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営む<u>会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。</u></p> <p>(1) 墓地および納骨堂の建設、販売<u>および</u>運営管理 (2)～(5) (現行どおり) (6) 石材の採掘<u>および</u>販売 (7)～(22) (現行どおり) (23) 産業廃棄物の収集<u>および</u>運搬 (24) <u>古物営業法に基づく古物商</u> (25) <u>身元保証等サービスに関する業務</u> (26) <u>死後事務サービスに関する業務</u> (27) <u>日常生活支援サービスに関する業務</u> (28) <u>塗装工事、防水工事、内装仕上工事に関する販売代行、営業代行、請負業務</u> (29) <u>住宅・店舗その他各種施設の塗装・内装・リフォームに関する企画、立案およびコンサルティング業務</u> (30) <u>塗料、顔料、染料、合成樹脂その他の化学工業薬品の企画、製造、販売、レンタルおよび輸出入</u> (40) <u>塗装工事業</u> (41) <u>防水工事業</u> (42) <u>内装仕上工事業</u> (42) <u>介護、福祉関連サービス業</u> (44) <u>営業戦略、販売戦略、マーケティング戦略に関する企画、立案及びコンサルティング業務</u> (45) <u>広告・宣伝に関する企画、制作および広告代理店業</u> (46) <u>日用品、飲食料品、その他各種商品の企画、製造、販売、レンタルおよび輸出入</u> (47) <u>上記各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u></p>

<p>(3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>50,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条～第10条 (条文省略)</p> <p>第11条 (株式取扱規程) 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>第12条 (株主名簿管理人) (条文省略) 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役会</p> <p>第20条 (員数) 当社の取締役は、10名以内とする。  (新設)</p> <p>第21条 (選任および解任方法) 取締役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略)  (新設)</p> <p>4. 取締役を解任する場合における株主総会の決議は、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をも</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>100,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条～第10条 (現行どおり)</p> <p>第11条 (株式取扱規程) 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>第12条 (株主名簿管理人) (現行どおり) 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役会</p> <p>第20条 (員数) 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、10名以内とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>第21条 (選任および解任方法) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役と区別して、株主総会の決議により選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>5. 取締役を解任する場合における株主総会の決議は、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上</p>
---	--

<p>って行う。</p> <p>第22条（任期） 取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p>第23条（代表取締役および役付取締役） <u>当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>2. 当会社は、<u>取締役会の決議によって、</u>取締役社長1名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条（条文省略）</p> <p>第25条（取締役会の招集権者および議長） （条文省略） 2. （条文省略） （新設）</p> <p>第26条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p>	<p>をもって行う。</p> <p>第22条（任期） 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第23条（代表取締役および役付取締役） 代表取締役は、取締役会の決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>選定する。</p> <p>2. <u>取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、</u>取締役社長1名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条（現行どおり）</p> <p>第25条（取締役会の招集権者および議長） （現行どおり） 2. （現行どおり） 3. <u>前二項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>第26条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第27条（重要な業務執行の決定の委任） <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全</u></p>
---	--

<p>第28条（取締役会の決議の省略） 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。<u>ただし監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第29条（取締役会の議事録） 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第30条～第31条（条文省略）</p> <p>第32条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第33条（取締役の責任免除） （条文省略） 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p>第34条（員数） <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>第35条（選任および解任方法） <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3. <u>監査役を解任する場合における株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u> 4. <u>法令又は本定款の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p>	<p><u>部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第29条（取締役会の決議の省略） 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</p> <p>第30条（取締役会の議事録） 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役は、これに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第31条～第32条（現行どおり）</p> <p>第33条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役の報酬等とそれ以外の取締役の報酬等と区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第34条（取締役の責任免除） （現行どおり） 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: right;">（削除）</p> <p style="text-align: right;">（削除）</p> <p style="text-align: right;">（削除）</p>
---	---

<p><u>第36条（任期）</u>  <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>  3. <u>補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>第37条（常勤の監査役）</u>  <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>第38条（監査役会の招集通知）</u>  <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第39条（監査役会の議事録）</u>  <u>当会社の監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	(削除)
<p><u>第40条（監査役会規程）</u>  <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款の他、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>第41条（決議方法）</u>  <u>当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合の他、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	(削除)
<p><u>第42条（報酬等）</u>  <u>当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>第43条（監査役の責任免除）</u>  <u>当会社は、会社法第426条1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  2. <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責</u></p>	(削除)

任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

#### 第6章 会計監査人

第44条 (条文省略)

第45条 (報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第46条 (条文省略)

#### 第7章 計算

第47条～第50条 (条文省略)

#### 第5章 監査等委員会

第35条 (監査等委員会の招集通知)

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第36条 (決議方法)

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第37条 (監査等委員会規程)

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

#### 第6章 会計監査人

第38条 (現行どおり)

第39条 (報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第40条 (現行どおり)

#### 第7章 計算

第41条～第44条 (現行どおり)

#### 附則

第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置)

当社は、会社法第426条第1項の規定により、第60期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。